

(指摘及び改善要望)

監査報告書 48 頁

3 補助金の交付について

(2) 補助金の交付手続

補助金の申請書に条例第4条に定める理由書の添付がありません。補助金交付に至った経緯等について明確にしておくことが求められます。

(講じた措置)

補助申請に際し、条例に基づき提出が必要な理由書については、今後添付することとし、事務手続の適正化に努めます。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 48 頁

3 補助金の交付について

(2) 補助金の交付手続

補助金の交付決定が建設工事完了間際になって行われています。早期に交付決定を行い事業全般に亘る積極的な指導が望まれます。

(講じた措置)

従来建設補助につきましては、工事完了後に補助額が確定した時点で交付決定しておりましたが、今後事務手続きの適正化の観点より、早期の補助金交付決定を行い、事業の適切な執行に努めます。

8 所管課の事務について

にしのみや苑の交付決定額は 232,680,000 円で、支払額(元利合計額)は 255,959,346 円、同様に甲寿園の交付決定額は 165,405,500 円で、支払額(元利合計額)は 170,974,071 円となり、交付決定額と支払額が一致しないこととなります。これは補助金等交付決定通知書等において、補助金等交付決定額を各々232,680,000 円、165,405,500 円としていますが、同通知書の中で、「補助金の交付方法として、市長は交付申請者が借入先の金融機関等に対し償還する借入金の償還元金及び支払利息等資金借入に伴う直接経費の合計額を、当該償還が終了するまで、毎年度、交付申請者の補助金等交付請求に基づき、各償還日までに交付する」としていることによるものです。

なお、取扱要綱第7条では、当該借入金に係る利息及び直接経費相当額を補助することができるかと定めています。利息相当額の交付については、この規定に基づいた交付決定が必要となります。

また、補助金の実績報告書の提出のあり方についても検討が必要です。

今後、補助金の交付手続のあり方について検討し、適正な補助金の事務処理に努めてください。

(講じた措置)

従来補助金交付決定書には、元金のみで利息相当分の表示はありませんでしたが、事務処理の適正化の観点より、平成16年度より、補助金交付決定(変更交付決定も含む)の際には、元金及び利息相当額を表示するようにしております。

また、補助金の実績報告では、補助金支払額につきましては元利合計額で、補助金交付決定額は、元金のみで法人より報告されておりましたが、平成17年度提出の補助金実績報告から、補助金交付決定額にも利息相当額を併記するようにいたします。